

同等性を利用した有機製品の日本と台湾の輸出入に関する手続きについて

はじめに

2020年2月1日より、日本又は台湾の有機制度による認証を受けた有機農産物及び有機農産物加工食品に「有機」等と表示して、相互に輸出入できるようになっており、2024年1月1日からは、有機酒類が対象に加わりました。

この『同等性を利用した有機製品の日本と台湾の輸出入に関する手続きについて』は、有機食品の取扱業者が日本-台湾間において、有機農産物及び有機農産物加工食品に「有機」等と表示して、輸出入をしようとする際の手続きについて、事業者及び登録認証機関の皆様に御説明するものです。

1 有機同等性を利用した台湾への輸出について

- a. 日本から台湾に輸出できる有機農産物等に関する取り決めの内容は次のとおりです。

1 対象範囲

有機 JAS 制度に基づき、日本国内で生産・加工された有機農産物及び有機農産物加工食品（有機酒類を含む）。

但し、転換期間中の有機農産物、転換期間中の有機農産物を原料とした有機農産物加工食品は対象外。

2 生産基準

有機農産物の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1605 号）

有機加工食品の日本農林規格（令和 4 年 9 月 1 日財務省・農林水産省告示第 18 号）

- b. 台湾へ有機食品を輸出するための準備

☐ 同等性の対象範囲の製品かどうか確認しましょう。

☐ 輸出する製品の認証事業者を認証している認証機関に証明書の発行を依頼しましょう。

→ 台湾に証明書を発行できる登録認証機関一覧

[農林水産省 HP](#) の「有機農産物等の輸出に係る証明書を発行できる登録認証機関一覧」をご覧ください。

→ 同等性を利用して日本の有機 JAS 製品を台湾へ輸出する際の証明書様式
(英語又は中国語)

[yuuki-342.pdf \(maff.go.jp\)](http://yuuki-342.pdf(maff.go.jp))

□台湾の輸入業者に、そのほか提出が必要な書類等を確認しましょう。

c. 有機 JAS マークについて

有機 JAS マークを貼付した有機 JAS 品を台湾へ輸出することは可能です。



有機 JAS マーク

d. 台湾の有機マーク及び表示について

台湾内で製造された製品でなければ、台湾の有機ロゴは貼付できません。

日本から同等性を利用して輸出する場合、台湾の輸入業者が台湾当局に輸入申請を行い、その際に付与される識別番号 (The number of the approval document) を記載した製品が、台湾内で流通されます。

また、表示については、台湾の制度に従う必要があります。詳細は、取引先の台湾の輸入事業者を確認し、適切な表示を行ってください。



台湾有機ロゴ

2 有機同等性を利用した台湾からの輸入について

a. 台湾から日本に輸入できる有機農産物等に関する取り決めの内容は次のとおりです。

1 対象範囲

台湾の制度に基づき、台湾で生産・加工された有機農産物及び有機加工食品 (有機酒類を含む。日本の制度で有機農産物加工食品に該当するもののみ。)

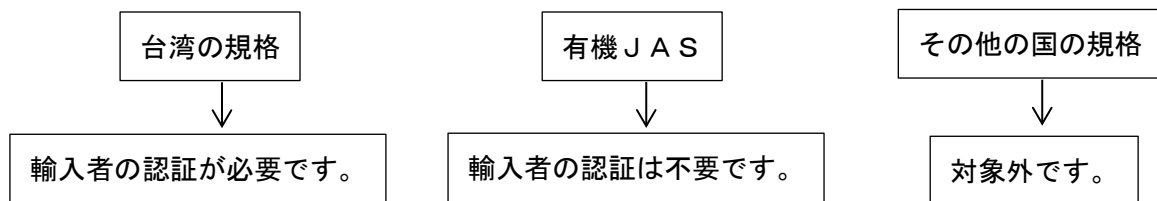
但し、転換期間中の有機農産物、転換期間中の有機農産物を原料とした有機加工食品は対象外。

2 生産基準

有機農産品有機轉型期農産品驗證基準與其生産加工分裝流通及販賣過程可使用之物質 (Certification Standard for Organic Agricultural Products and In-conversion Agricultural Products and Allowable Substances in their Production, Processing, Packaging, Distribution, and Sale)

b. 台湾から有機食品を輸入するための準備

□製品が認証されている基準について確認しましょう。



□同等性の対象範囲の製品かどうか確認しましょう。

□証明書が発行されるかどうかを取引先に確認しましょう。

→ 証明書が発行できる台湾の認証機関一覧

[農林水産省 HP](#) の「台湾の輸出証明書を発行する機関の名称及び住所」をご覧ください。

→ 同等性を利用して台湾の有機製品を日本へ輸入する際の証明書様式（英語又は日本語）

[yuuki-344.pdf \(maff.go.jp\)](#)

3 日本と台湾との有機同等性の留意事項

令和 2（2020）年 2 月 1 日以前に生産された有機食品（有機酒類を除く）については、有効な証明書が添付されていれば、有機同等性の下での輸出入が可能です。但し、日本又は台湾への到着は令和 2（2020）年 2 月 1 日以降である必要があります。

有機酒類については、有機同等性の下で輸出入を行うには、令和 6（2024）年 1 月 1 日以降に発効された証明書が必要です。